

福岡市 ZEB・ZEH-M 設計支援補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 福岡市 ZEB・ZEH-M 設計支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、福岡市が、建築主等が行う ZEB・ZEH-M の建設に必要な設計費を助成し、市内の ZEB 及び ZEH-M の普及を図り、もって本市における建築物の脱炭素化を推進することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築主等 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。
- (2) BELS 建築物省エネ法第 7 条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (3) ZEB 経済産業省「平成 30 年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成 31 年 3 月）」における「(参考資料 6) ZEB の定義と評価基準」の『ZEB』、Nearly ZEB 又は ZEB Ready を満たし、BELS を取得する建築物をいう。
なお、ZEB Oriented は、この定義及び要綱の対象外とする。
- (4) ZEH-M 経済産業省「集合住宅における ZEH ロードマップ検討委員会とりまとめ（平成 30 年 5 月）」における「(参考資料 6) 集合住宅における ZEH の定義と目指すべき水準」の『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready 又は ZEH-M Oriented を満たし、BELS を取得する集合住宅をいう。
- (5) 上乗せ設計費 ZEB・ZEH-M に係る設計・検討及び省エネ計算に要する費用をいう。

(補助対象及び補助金交付額)

第 4 条 補助金を交付する対象の建築物及び補助金の交付額は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|--|-------------|
| (1) ZEB（延べ面積が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満） | 1,500,000 円 |
| (2) ZEB（延べ面積が 2,000 m ² 以上） | 3,000,000 円 |
| (3) ZEH-M（延べ面積が 200 m ² 以上 2,000 m ² 未満） | 600,000 円 |
| (4) ZEH-M（延べ面積が 2,000 m ² 以上） | 1,000,000 円 |

2 補助金の交付は、一の建築物につき一件とする。ただし、ZEB 及び ZEH-M の複合建築物で、前項の ZEB 及び ZEH-M に係る基準をそれぞれ満たす場合は、ZEB 及び ZEH-M それぞれの補助金を交付することができる。

(補助対象者及び建築士事務所等の条件)

第5条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、福岡市内に前条第1項のZEB又はZEH-Mを建設する建築主等(以下「対象建築主」という。)で、上乗せ設計費を、福岡市内に事務所を置く建築士事務所又は建築士(以下「建築士事務所等」という。)に支払う者とする。

2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 福岡市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)に滞納がないこと。

(2) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 前条第1項のZEB又はZEH-Mの設計を複数の建築士事務所又は建築士で行う場合においては、福岡市内に事務所を置く建築士事務所等が、上乗せ設計費に関与していなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者(第19条第1項に基づく代理受領人を含む)に対し、名簿(法人の場合は役員名簿。様式第12号)により、当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(募集期間)

第7条 申請者は公募により募集することとし、次条第1項の規定による交付申請の受付期間(以下「申請受付期間」という。)は、令和9年1月29日までとする。

ただし、申請受付期間であっても、次条第1項による申請が予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、福岡市ZEB・ZEH-M設計支援補助金交付申請書(様式第1号)及び同様式に記載の添付書類とともに、不備、不足がない状態で提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書及び書類(以下「交付申請書等」という。)の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合又はその他要綱に定められた形式

等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。

- 3 市長は、前項に規定の期限を超過して是正又は補正がなされない場合は、次条第4項に基づく補助金の不交付決定を行うことができる。なお、市長がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。
- 4 申請者は、第1項の規定による申請前に、第13条に規定するBELS(以下「補助対象BELS」という。)を取得してはならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに交付申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定又は不交付決定を行う。

- 2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、ZEB又はZEH-Mが建設される現地の調査を行うことができる。
- 3 市長は、補助金の交付決定を行ったときは、福岡市ZEB・ZEH-M設計支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に交付決定番号、補助金交付決定日、補助金交付予定額及び補助金交付の条件を通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の不交付決定を行ったときは、福岡市ZEB・ZEH-M設計支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(取下げ届)

第10条 申請者は、前条第3項又は第4項の通知を受ける前に第8条の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届(様式第4号)を提出しなければならない。

(計画変更の承認申請)

- 第11条 第9条第3項の決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第8条第1項の申請事項を変更するときは、計画変更承認申請書(様式第5-1号)及び変更となる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、計画変更承認通知書(様式第5-2号)により、申請者に通知するものとする。

(計画中止届)

第12条 交付決定者は、補助対象BELSの取得を中止しようとするときは、速やかに計画中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(BELSの取得)

第13条 交付決定者は、次条第2項に定める期日までに第9条第3項により交付決定された当該ZEB又はZEH-MのBELSを取得しなければならない。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助対象BELS取得後に、福岡市ZEB・ZEH-M設計支援補助金実績報告書(様式第7号)及び同様式に記載の添付書類とともに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、令和9年3月15日までに提出しなければならない。

(交付額の確定)

- 第 15 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書（様式第 8 号）により、交付決定者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めたときは、交付決定者に対して是正措置を求めることができる。

(交付決定の取消し)

- 第 16 条 市長は、交付決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消すことができる。
- (1) 補助対象 BELS の取得を中止したとき。
 - (2) 補助対象 BELS の取得後、正当な理由なく、第 14 条第 2 項に定める期限内に実績報告を行わないとき。
 - (3) 第 8 条に規定する認定申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付認定を受けたとき。
 - (4) 第 9 条第 2 項に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。
 - (5) 前条第 2 項に規定する是正に正当な理由なく応じないとき。
 - (6) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (7) この要綱の規定に違反したとき。
 - (8) 交付決定に係る当該建築物が建設されないとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付認定の取消しについて相当の理由があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その旨を福岡市 ZEB・ZEH-M 設計支援補助金助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により、当該交付認定者へ通知しなければならない。ただし、交付認定者が第 12 条の計画中止届を提出した場合は通知を省略するものとする。

(補助金の返還)

- 第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金受領者に対して補助金の返還を命じるものとする。

(手続代行者)

- 第 18 条 この要綱に定める交付申請及び実績報告等の手続について、対象建築主から依頼を受けて、対象建築物の設計を行う建築士事務所又は建築士等が当該手続を代行することができる。その場合、申請等手続代行者選任届（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

(代理受領による補助金の請求)

- 第 19 条 交付決定者は、代理受領に係る委任状（様式第 11 号）を添付し、補助金支払請求先を対象建築物の設計を行う建築士事務所又は建築士等に変更し、市長に請求することができる。
- 2 前項の請求に基づき補助金の支払を行った場合は、交付決定者に対して補助金の交付があったものとみなす。

(協力)

第 20 条 交付決定者は次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 福岡市が作成する広報媒体やホームページ等での事例紹介（交付決定者の名称、建築物名称、建設場所、建築物の概要及び建築士事務所等の公表等）
- (2) 対象建築物の建設に係るイニシャルコストの概要、エネルギー使用状況等に関するヒアリング又はアンケート調査
- (3) その他市長が協力依頼する事項

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。